



2026 年 6 月 24 日

会 社 名 株 式 会 社 滋 賀 銀 行
代表者名 取締役頭取 久保田 真也
(コード番号 8366 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総合企画部長 下村 丈治
(TEL. 077-521-2200)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当行は、2026年6月24日開催の当行取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年7月10日
(2) 処分する株式の種類 及び数	当行普通株式 17,977株
(3) 処分価額	1株につき2,354円
(4) 処分総額	42,317,858円
(5) 割当予定先	当行の取締役（※1） 6名 15,410株 ※1 社外取締役を除く。 当行の執行役員（※2） 9名 2,567株 ※2 取締役を兼務するものを除く。

2. 処分の目的及び理由

当行は、2022年6月24日開催の当行第135期定時株主総会において、当行の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が在任期間中から株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまとより一層共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入すること並びに本制度に基づき、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内として設定すること、対象取締役に対して各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の総数は200,000株を上限とすること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当行の取締役を退任する日までの間とすること等につき、ご承認をいただいております。

また、当行は対象取締役のほか、当行の執行役員（取締役を兼務するものを除く。以下、対象取締役と併せて「対象取締役等」と総称します。）に対しても、本制度の適用対象とすることを、2025年6月25日開催の当行取締役会において決議しております。

その上で、本日開催の当行取締役会において、当行第139期定時株主総会から2027年6月開催予定の当行第140期定時株主総会までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である対象取締役等（以下、「割当対象者」という。）15名に対し、金銭報酬債権合計42,317,858円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、

特定譲渡制限付株式として当行普通株式17,977株を割り当てることを決議いたしました。本自己株式処分による希薄化の規模は、2026年3月31日現在の発行済株式総数（自己株式を除く）45,975,874株に対し0.01%（小数点以下第3位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。

なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当行における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当行との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

（注）当行は、2026年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき5株の割合で株式分割を実施しております。

これに伴い、年間上限株式数は株式分割後の株式数を記載しております。

また、本自己株式処分による希薄化の規模は、株式分割の影響を反映した発行済株式総数（自己株式を除く）を分母として算定しております。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026年7月10日から割当対象者が当行の取締役または執行役員を退任する日までの間
上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当行は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役または執行役員を退任した場合には、当行取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものいたします。

また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当行はこれを当然に無償で取得するものいたします。

③ 譲渡制限の解除

当行は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日まで継続して、当行の取締役または執行役員の地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当行取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当行の定時株主総会の開催日の前日までに当行の取締役または執行役員を退任した場合には、2026年7月から割当対象者が当行の取締役または執行役員を退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、S M B C日興証券株式会社に、当行が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものいたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当行は、本譲渡制限期間中に、当行が消滅会社となる合併契約、当行が完全子会社となる株式

交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当行の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当行の株主総会による承認を要しない場合においては、当行取締役会）で承認された場合には、当行取締役会決議により、2026年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。

この場合には、当行は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、上記の定めに基づき同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものいたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当行取締役会決議日の直前営業日（2026年6月23日）の東京証券取引所における当行普通株式の終値である2,354円としております。これは、当行取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上